

令和6年度 第9回 浜松市中央区協議会西地域分科会

日時：令和7年1月8日（水）

午後1時30分～3時（予定）

会場：西行政センター 3階 大会議室

次 第

1 開会

2 会長あいさつ

3 区長あいさつ

4 議事

- (1) 【答申事項第 3号】浜松市立和地幼稚園の閉園について



資料1 (P. 1)

資料A (P. 25)

- (2) 【協議事項第24号】浜松市こども計画（案）のパブリック・コメントの実施について



資料2 (P. 3)

資料A (P. 25)

- (3) 【協議事項第25号】令和7年度の区政運営方針における基本方針のたたき台について



資料3 (P. 13)

5 お知らせ

- (1) 地域力向上事業の募集について



資料4 (P. 21)

- (2) 令和6年度 区協議会委員研修について



資料5 (P. 23)

- (3) 区再編にかかる事前質問の回答について



資料A (P. 26)

- (4) インフルエンザと新型コロナにかかる情報提供について



資料B (P. 27)

6 地域課題の意見交換

- (1) 多発する集中豪雨災害



【一覧表】2 防災・安全 - 2

資料C (P. 29)

- (2) JR 弁天島駅及び駅周辺の整備



【一覧表】1 地域、街づくり - 11

7 閉会

(案)

第 10 号様式

中協西分第 号

令和 7 年 1 月 日

(あて先) 浜松市長

中央区協議会

会 長 鈴木 義明 印

諮問事項に対する答申について

令和 6 年 11 月 8 日付け浜市協第 112 号で中央区協議会に対して諮問のあったことについて、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第 11 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき審議した結果、下記のとおり答申します。

記

1 答申内容 別紙第 11 号様式のとおり

(案)

第 1 1 号様式

諮問事項に対する答申書

中央区協議会西地域分科会

件 名	浜松市立和地幼稚園の閉園について
諮 問 内 容	浜松市立和地幼稚園の閉園について
答 申	諮問の内容について審議した結果、適切であると認めます。
備 考	

区 協 議 会

区 分	□諮問事項 ■協議事項 □報告事項				
件 名	浜松市こども計画（案）のパブリック・コメントの実施について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	○趣旨・目的 ・本市では、こども基本法の理念に基づき、次代の社会を担う全てのこどもや若者の意見を尊重し、権利を擁護します。また、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、こども・若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すとともに、少子化対策を推進するため、本計画を策定します。 ○背景 ・「第 2 期浜松市子ども・若者支援プラン」及び「浜松市子ども・若者支援プラン 子どもの未来サポートプロジェクト(浜松市子どもの貧困対策計画)」が令和 6 年度で終期を迎えます。 ・令和 5 年 4 月に、「こども基本法」が施行され、同法第 10 条において、市町村は、こども大綱や県のこども計画を勘案し、こども施策についての計画（市町村こども計画）の策定に努めることとされました。 ○経緯 ・こども基本法を踏まえ、本市のこども・子育て支援に関する計画を一体のものとして策定するものです。 ・計画案を策定するにあたり、こども・若者、こどもを養育する者、その他関係者に、アンケート調査や、聞き取り調査を実施し、計画案に反映させています。				
対象の区協議会	中、東、西、南、北地域分科会・天竜区協議会				
内 容	浜松市こども計画（案）について説明するもの。 計画期間：令和 7 年度から令和 11 年度まで（5 年間） 内 容： 1．計画策定にあたって 2．計画策定の背景 3．計画の基本方針 4．こども施策の展開 5．計画の推進 6．教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の 見込み・確保方策 区協議会でいただいた意見は、パブリック・コメントの意見として取り扱う。				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	・意見募集期間 ：令和 6 年 12 月 20 日(金) ～令和 7 年 1 月 20 日(月) ・市の考え方公表：令和 7 年 3 月予定 ・計画の施行 ：令和 7 年 4 月				
担当課	こども若者政策課	担当者	西	電話	457-2795（内線 9010）

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

浜松市こども計画(案) に対するご意見をお待ちしています！

「パブリック・コメント制度」とは、市が計画や条例などを策定するときに、案の段階で市民の皆さんに公表し、ご意見、ご要望などを聴きながら最終的な案を決定する手続きのことをいいます。
浜松市では、平成15年4月から、この制度を導入しています。



1. 「浜松市こども計画(案)」とは

令和5年4月に施行された「こども基本法」第10条の規定に基づき、策定する計画で、「少子化社会対策基本法」「子ども・若者育成支援推進法」及び「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」の内容が含まれます。

2. 案の公表期間及び意見募集期間

令和6年12月20日（金）～令和7年1月20日（月）

3. 案の公表先

こども若者政策課、市政情報室、区役所、行政センター、支所、協働センター、ふれあいセンター、中央図書館、市民協働センター（中央区中央一丁目）、パブコメ PR コーナー（市役所本館1階ロビー）にて配布
浜松市ホームページ（<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp>）に掲載
【トップページ → ご意見・お問い合わせ → パブリック・コメント制度】

4. 意見の提出方法

意見書には、住所*、氏名または団体名*、電話番号を記入して、次のいずれかの方法で提出してください。

※住所および氏名または団体名が未記入の意見には、本市の考え方は示しません。

・個人情報、本事業においてのみ使用することとし、個人情報保護に関する法令等に基づき適正に管理します。

（意見書の様式は特に問いませんが、参考様式を添付しています。なお、意見は浜松市ホームページ上にある意見入力フォームからも直接提出できます。）

① 直接持参	こども若者政策課 （ザザシティ浜松中央館5階）まで書面で提出
② 郵便【はがき、封書】 （最終日の消印有効）	〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 こども若者政策課あて
③ 電子メール	katei@city.hamamatsu.shizuoka.jp
④ FAX	053-457-2039（こども若者政策課）

5. 寄せられた意見の内容および市の考え方の公表

お寄せいただいたご意見の内容は、本市の考え方とあわせて、令和7年3月に公表します。公表先は案の公表先と同じです。

6. 問い合わせ先

こども家庭部こども若者政策課（TEL：053-457-2795）

パブリック・コメント実施案件の概要

案件名	浜松市こども計画（案）
趣旨・目的	・本市では、こども基本法の理念に基づき、次代の社会を担う全てのこどもや若者の意見を尊重し、権利を擁護します。また、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、こども・若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すとともに、少子化対策を推進するため、本計画を策定します。
策定（見直し）に至った背景・経緯	・「第2期浜松市子ども・若者支援プラン」及び「浜松市子ども・若者支援プラン 子どもの未来サポートプロジェクト（浜松市子どもの貧困対策計画）」が令和6年度で終期を迎えます。 ・令和5年4月に、「こども基本法」が施行され、同法第10条において、市町村は、こども大綱や県のこども計画を勘案し、こども施策についての計画（市町村こども計画）の策定に努めることとされました。 ・こども基本法を踏まえ、本市のこども・子育て支援に関する計画を一体のものとして策定するものです。
立案した際の 実施機関の考え方 及び論点	・こども基本法は、「子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）」の趣旨を踏まえ、基本理念が規定されているため、本計画案もこどもの権利の考え方に基づき策定しています。 ・計画案を策定するにあたり、こども・若者、こどもを養育する者、その他関係者に、アンケート調査や、聞き取り調査を実施し、計画案に反映させています。
案のポイント （見直し事項 など）	・基本理念のもとに、3つの基本施策を設け、14の施策の柱を体系づけ、施策の柱に31の施策を紐づけています。 ・計画を推進するにあたり、計画全体に関する目標値と、施策の柱ごとに個別の目標値を設定しました。
関係法令・ 上位計画など	浜松市総合計画
計画・条例等の 策定スケジュール （予定）	令和6年12月20日 案の公表、意見募集開始 令和7年1月20日 意見募集終了 令和7年3月 意見募集結果及び市の考え方公表 令和7年4月 施行

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、こども基本法の理念に基づき、次代の社会を担う全てのこどもや若者の意見を尊重し、権利(※)を擁護します。また、心身の状況や置かれている環境にかかわらず、こども・若者が将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すとともに、少子化対策を推進するため、本計画を策定します。

※子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）に定める、いわゆる4つの原則を指します。

2 計画の位置付け

以下の計画を一体的に策定します。

- 子ども・子育て支援事業計画
- 子ども・若者計画
- 次世代育成支援行動計画
- ひとり親家庭等自立促進計画
- こどもの貧困解消計画

3 計画の期間

令和7（2025）年度 から 令和11（2029）年度までの5年間

4 計画の対象

こども・若者、子育て当事者、こども・若者を取りまく社会の全ての構成員（家庭、地域、学校、職場等）を対象とします。

5 こどもの権利

こども基本法は、子どもの権利条約の4原則「差別の禁止」「こどもの最善の利益」「生命、生存及び発達に対する権利」「こどもの意見の尊重」の趣旨を踏まえ、基本理念が規定されています。本計画においても、子どもの権利条約及びこども基本法の考え方にに基づき施策を推進します。

子どもの権利条約 4つの原則

出典：（公財）日本ユニセフ協会「子どもの権利条約」ウェブサイト

差別の禁止 （差別のないこと）

全てのこどもは、こども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定める全ての権利が保障されます。

こどもの最善の利益 （こどもにとって最もよいこと）

こどもに関することが決められ、行われる時は、「そのこどもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。

生命、生存及び発達に対する権利 （命を守られ成長できること）

全てのこどもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。

こどもの意見の尊重 （こどもが意味のある参加ができること）

こどもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見をこどもの発達に応じて十分に考慮します。

第2章 計画策定の背景

少子化を巡る状況

- 出生数、合計特殊出生率は過去最低を更新しており、少子化に歯止めがかからない状況です。
- 婚姻状況にない人のおよそ8割が婚姻願望を持っていますが、婚姻数は年々減少しています。
- こどもが減ることで、地域でのこども同士や子育て中の保護者の交流の機会が減少するなど、子育てやこどもの育成環境が変容しています。
- 若者にとって、家庭を築くことやこどもを育てる未来をイメージしにくい環境となっており、結婚、出産、子育てに否定的な若者も一定数います。
- 結婚、出産、子育てを希望する若者が安心して家庭を築くことができる環境づくりを社会全体で進めていく必要があります。

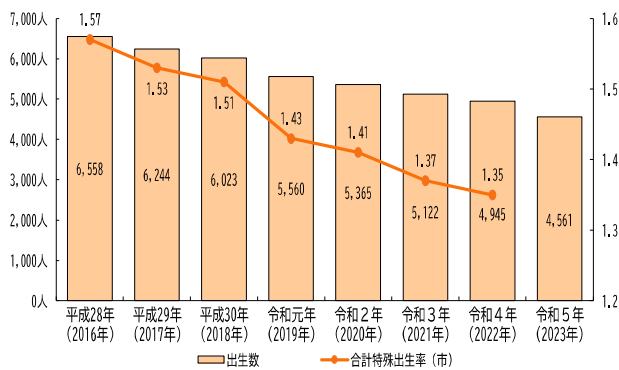
こどもと家族を取り巻く環境

- 核家族化が進み、身近に子育てを支えてくれる親族等がない世帯が増えており、保護者を孤立させない相談支援体制が求められています。
- 共働きで子育てをする家庭が増えており、仕事と子育ての両立支援が求められています。
- 教育・保育にかかる施設や質の確保など、こどもを安心して預けられる環境整備が求められています。
- 児童虐待やこどもの貧困などの社会的な課題の解消に向け、こどもと家庭への支援を充実させる必要があります。

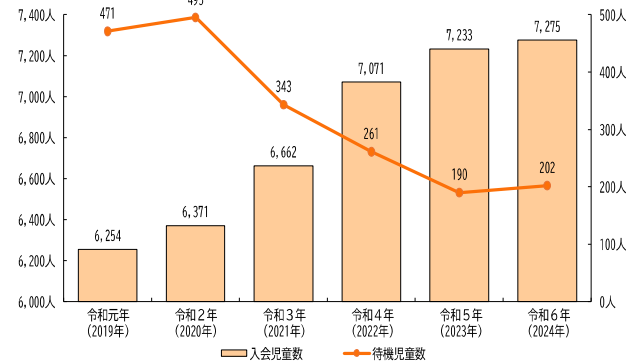
こども・若者が直面する問題

- こどもが家族のケアを担うヤングケアラーの関係者の気づきや相談体制の充実が求められています。
- 支援を必要とするこども（いじめや不登校、自殺等）の増加に対する関係機関との連携等による対策の強化が必要です。
- 障がいのあるこどもや外国にルーツのあるこどもに対する専門的な支援体制の充実が必要です。
- 保護等により社会的養護の下で育つこどもへの自立に向けた支援の充実が必要です。
- こども・若者が安心して過ごせる居場所づくりが求められています。
- インターネットを安全に利用するモラルの習得が求められています。

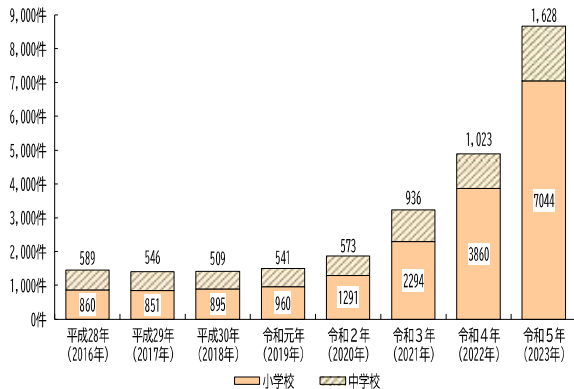
＜浜松市の出生数・合計特殊出生数の推移＞



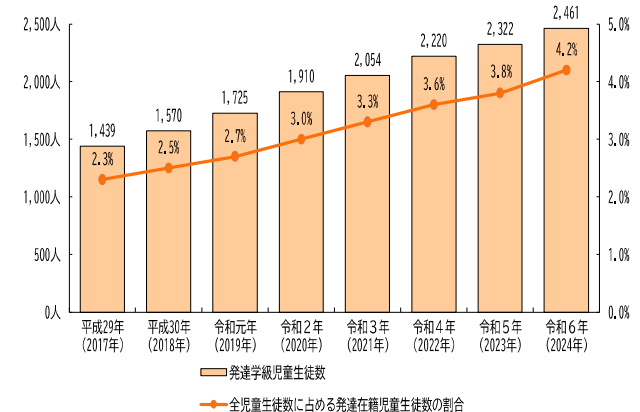
＜放課後児童会の利用児童・待機児童数＞



＜いじめ認知件数の推移＞



＜市立小中学校の発達支援学級在席児童生徒数の推移＞



第3章 計画の基本方針

基本理念

全てのこども・若者が健やかで幸せに成長できるまち浜松

未来を担う全てのこども・若者が、夢や希望を持ち、暮らし続けたいと思える浜松とするため、こどもの権利を尊重し、子育て中の人々を応援することで、誰一人取り残さない「こどもまんなか社会」の実現を目指し、基本理念を定めます。

- 全てのこども・若者の権利を保障することで最善の利益を図ります
- こども・若者等の意見を聴き、施策へ反映します
- こども・若者及び子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく支援します
- 良好な子育て・成育環境を確保し、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できる社会を実現します
- 若い世代が、結婚・出産・子育ての希望を叶えられる社会を実現します

第4章 こども施策の展開

基本理念	基本施策	施策の柱	施策
全てのこども・若者が健やかで幸せに成長できるまち浜松	Ⅰ ライフステージを通じた施策	1 こども・若者の権利に関する理解促進・普及啓発の推進	施策1-① 人権教育・人権啓発活動の取組
		2 心身の健やかな成長を支えるこどもまんなか社会の実現	施策2-① 地域における遊びや体験活動等の機会の充実 施策2-② 食育を通じた基本的な生活習慣の形成 施策2-③ こどもまんなかまちづくりの推進 施策2-④ 外国にルーツのあるこども・若者への教育・支援の推進 施策2-⑤ 自分らしさを大切にする社会の推進
		3 健康の確保及び増進に向けた切れ目のない支援	施策3-① 性や健康に関する正しい知識の普及と健康の保持増進の推進 施策3-② 小児医療の充実
		4 こどもの貧困対策の推進	施策4-① 学習・就学・修学支援等と経済的負担の軽減 施策4-② 生活支援の強化と自立支援の推進
		5 障がいのあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者への支援	施策5-① 経済的・専門的支援施策等の充実 施策5-② 関係機関や地域との連携強化
		6 保護や支援を必要とするこども・若者へのきめ細かな対応	施策6-① 児童虐待防止対策等の強化 施策6-② 社会的養護体制の充実 施策6-③ ヤングケアラー対策の推進
		7 こども・若者の安全の確保	施策7-① 有害環境対策の推進と青少年の健全育成 施策7-② こども・若者の自殺対策の推進
	Ⅱ ライフステージ別の施策	1 こどもの誕生前から幼児期までの支援（こどもの誕生前から幼児期まで）	施策1-① 妊娠・出産・幼児期における保健・医療の確保 施策1-② 就学移行までのこどもの育ちに係る支援の充実
		2 こどもが自分らしく生きる力を育むための支援（学童期・思春期）	施策2-① 安全・安心で魅力ある教育環境づくりの推進 施策2-② こどもの居場所づくりの推進 施策2-③ 成年年齢を迎える前に必要となる知識の情報提供や教育の推進 施策2-④ いじめ防止対策の強化と関係機関との連携促進 施策2-⑤ 不登校に対する支援体制の整備
		3 若者の自立と社会参画に向けた支援（青年期）	施策3-① 若者にとって魅力ある地域づくりの推進 施策3-② 結婚・妊娠・出産等を希望する若者への支援 施策3-③ 若者とその家族等への相談支援
		1 子育てや教育・保育に関する経済的負担の軽減	施策1-① こどもの育ちを支える経済支援
		2 地域子育て支援、家庭教育支援	施策2-① 地域のニーズに応じた子育て支援、家庭教育力向上支援の推進
	Ⅲ 子育て当事者への支援に関する施策	3 共働き・共育の推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大	施策3-① 子育てと仕事の両立を図る多様な働き方の環境整備
		4 ひとり親家庭への支援	施策4-① ひとり親家庭への自立支援の推進

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) こども・若者の社会参画・意見反映のための体制整備

こども・若者の社会参画や意見聴取を行い、こども・若者の状況やニーズをより的確に把握し、施策に反映させることで、より実効性のあるものにしていきます。また、年齢・発達程度に応じて、様々な形で自らの意見を表明することができる機会を確保します。

(2) こども・若者、子育て支援に関わる人材確保・育成の推進

支援のさらなる充実を目指し、子育て支援員研修の実施やOJTの強化を通じて、子育て支援を担う職員や地域の担い手の確保・育成に取り組んでいきます。
また、こども家庭センターを中心とした専門機関や関係機関とのつながりを深めるとともに、自治会や民生委員等における日常的な見守りや助け合いの地域支援の輪を広げ、地域ネットワークの構築に取り組みます。

(3) 子育てDXの推進

浜松市DX推進計画に基づき、関係各課と連携し、母子保健、保育、教育、情報提供システムの構築など、子育てDXを推進していきます。
さらに、市民サービスの向上や業務の効率化を図ることで、子育て家庭や保育・教育・子育て支援現場の負担を軽減します。これにより、こどもと向き合う時間を増やし、こどもへのより良い支援や成長の機会を提供できるよう取り組んでいきます。

2 施策の推進体制

こども・若者等の意見を聴き、PDCAサイクルの中で施策・事業の実効性を高めていきます。

こども・若者・子育て当事者・
子育て支援者等からの意見聴取

点検・評価
庁内会議及び浜松市社会福祉
審議会児童福祉専門分科会

施策・事業の見直し等
に反映

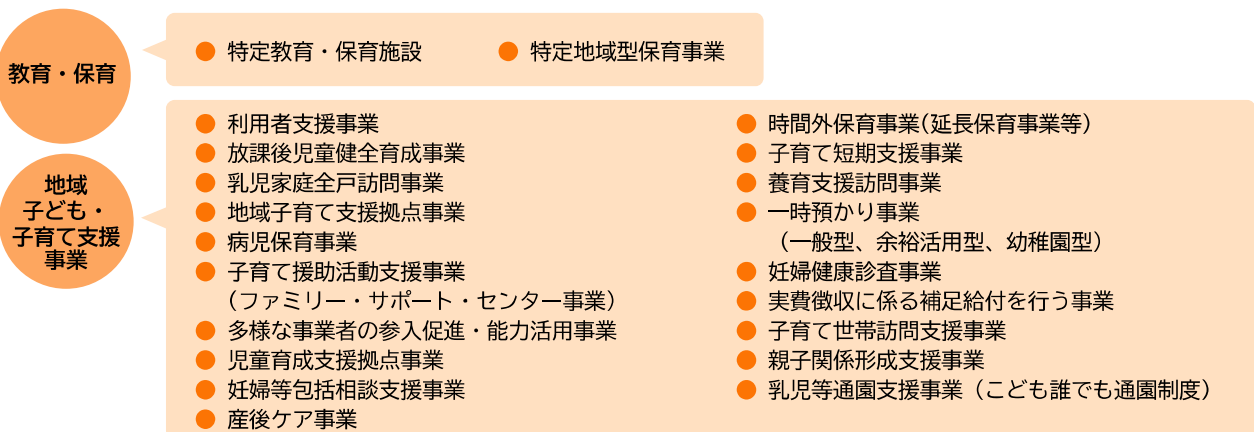
3 数値目標の設定と進捗管理

計画全体と施策の柱ごとの目標値を設定し、毎年進捗管理を行っていきます。

第6章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に関する量の見込み・確保方策

- 子ども・子育て支援法では、第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」において、「教育・保育」「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域を定め、区域ごとに「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を定めることとしています。
- 令和6年3月に本市が実施した「子ども・子育てに関するニーズ調査」の結果を基に、各事業の利用状況を考慮して「量の見込み」を算出しました。
- ニーズ調査や人口推計等により算出した「量の見込み」（必要数）に応じた「確保の内容」（定員数等）を本計画終期の令和11（2029）年度末までに確保できるよう、計画的に提供体制を整えていきます。

対象事業



こども まんなか 応援サポーター宣言
こどもたちが健やかで幸せに成長できる
「元気なまち・浜松」を実現します

第9号様式

区 協 議 会

区 分	□諮問事項	■協議事項	□報告事項
件 名	令和 7 年度の区政運営方針における基本方針のたたき台について		
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	○背景 区民の皆様とともに地域の課題を解決し、市民サービスの向上や暮らしやすい地域づくりを進めるために、区長が区政運営に当たっての基本的な方針、区の取組課題等を区政運営方針として毎年度公表している。 10 月までの代表会及び各地域分科会での協議により、令和 7 年度以降の区政運営方針における将来像の案が決定した。続いて、まちづくりの柱となる基本方針を作成する。		
対象の区協議会	中央区協議会（西地域分科会）		
内 容	令和 7 年度の区政運営方針における基本方針のたたき台について意見を伺うもの。 基本方針のたたき台は、将来像の協議の際に各地域分科会から出されたキーワードを踏まえ、事務局で検討した。 ＜基本方針のたたき台＞ ①にぎわいと豊かな文化を育むまちづくり ②共生のところで支え合いやさしさあふれるまちづくり ③安全・安心に暮らせるまちづくり ④地域の多彩な特長を活かした魅力あるまちづくり		
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	○今後の主な予定 令和 6 年 12 月、令和 7 年 1 月 区振興課、行政センターで作成した「基本方針のたたき台」を分科会で協議 令和 7 年 2 月 分科会での協議結果を踏まえた「基本方針（案）」を代表会で協議 令和 7 年 3、4 月 代表会及び分科会の意見を踏まえた区政運営方針の最終案を協議 令和 7 年 5 月 令和 7 年度中央区区政運営方針を代表会及び分科会で報告、公表		
担当課	中央区区振興課		

令和7年度の区政運営方針における基本方針のたたき台について

中央区・区振興課

東行政センター

西行政センター

南行政センター

基本方針 ①	にぎわいと豊かな文化を育むまちづくり <事業例> ・中央区協議会（地域分科会）の運営 ・地域力向上事業の実施 ・地域コミュニティ活動の推進 ・生涯学習、文化・スポーツ施設を活用した生きがいづくり ・自治会集会所整備への助成
基本方針 ②	共生のところで支え合いやさしさあふれるまちづくり <事業例> ・ユニバーサルデザインの啓発 ・高齢者とその家族を支援する事業 ・障がいの有無にかかわらず共生できる社会の推進 ・安定した生活の実現と自立に向けた支援 ・健康づくり応援事業
基本方針 ③	安全・安心に暮らせるまちづくり <事業例> ・防災意識の啓発 ・自主防災隊への助成 ・交通安全の推進 ・防犯灯の設置や維持管理への助成
基本方針 ④	地域の多彩な特長を活かした魅力あるまちづくり <事業例> ・各地域の特長を活かした事業 ・俳句の里づくり事業（東） ・浜名湖うなぎまつり（西）

※事業例は、令和6年度の事業を参考として記載しているもの

令和7年度以降の区政運営方針における将来像について

<中地域>

	中央区（全体）の特性や理想像を表すキーワード等	理由・備考、その他意見
1	すべての区民（市民）が暮らしやすく尊重しあえる文化的なまちづくりを目指す	人口減少や多様性を認め合う将来に向けて、すべての世代、立場の人が暮らしやすくするためには、お互いに尊重しあうこと、自分の立場や考え方以外のものごとを理解しあうことを目指していく。そのためには考え方や行動も文化的に行っていけるまちづくりを目指していく。
2	区民の「幸福度UP」	・区民に「質の高いサービスを提供」する為に予算の適正配分・スピード・職員のスキルアップ ・「安心、安全、快適、健康、生きがい」 ・「交通事故50%減」←安全な道路作りを迅速に ←公共交通機関の充実を ・「まちなかと自然豊かな地域との融合」 ・「教育、医療、福祉を優先」した政策を
3	安心・安全なまち	交通事故の減少、交通ルールの厳守（車・人・自転車） 防災（地震・暴風・大雨対策）
4	住みよいまち	・協働センターを核にした地域づくり（市民と行政が協力できる体制） ・UDの考え方に基づいた都市整備（子どもにも高齢者にも生活しやすいまち） ・健康はままつ21の推進 ・ごみの減量と出し方のマナー向上（3Rの推進、ごみ袋の記名）
5	にぎわいと活気のあるまち	文化施設（アクトシティ、美術館、フラワーパーク、動物園、浜松城と浜松城公園、浜松アリーナ、ToBiO、福祉交流センター、陸上競技場、野球場など）の活用ex）・利用料を市民は安くする ・各施設を市内小中高校の文化・スポーツ行事で利用できるようにする（利用料は割引or1回だけ無料など） 図書館は今充実していると思うので、他の施設も創意工夫で利用率・稼働率を上げていくと活気があると思う。
6	文化・自然・産業が調和し、明日（将来）の暮らしが見えるまち	都市的な要素と、郊外、田園などの要素が入り交じっている中央区なので、それらをうまく調和させることで、中央区としての一体感が得られるのではないかと思う。また、現在は、将来が極めて不透明で、将来に対する不安感が満ちている。そのようななか、区民が少しでも将来を見通すことができるようなまちづくりが出来れば良いと思う。
7	活気ある安心・安全で暮らしやすい快適な生活がおくれる街	—
8	花溢れる文教地区、安心・安全なまち、自然と共に暮らすまち	—
9	浜松市の中心として、産業・文化・自然と調和した暮らしやすいまちを目指す やらまいか精神で魅力あるまちづくりを目指す	浜松の歴史と文化、先人たちの知恵、豊かな自然を活かしたまちづくりを、やらまいか精神で取り組む。 浜松を元気に、区民が安心して暮らせるまちをつくる。 浜松の魅力を全国に発信し、住みたいまちナンバーワンを目指す。
10	政令市としての中心市街地の再生（整備）	現在の浜松駅周辺の状況は、30万人都市にも劣る。私有地だから手を出せないではなく、どうすれば活性化出来るかを、行政・地権者・市民が一体となり取り組むことが必要ではないか。
11	人と人とのつながり	—
12	豊かな人々豊かな文化	多様性という言葉も思い浮かぶが、それだけではない豊かさがある
13	魅力あふれる自然と都市の融合	—
14	アートなまち	音楽、美術館、博物館、自然、すべてにおいてアートを感じるようなまちになれば。アートは人の心にやさしさや余裕を生む
15	だれひとりとりこぼさず、広く市民をやさしさに包み込むような包容力のあるまち	これからさまざまなことが多様化するなかで、課題も多くあるがそれを大きな心で包容して時代の変化とともに柔軟に対応していける人情味あふれるまち
16	一歩二歩前進を目標に！	—
17	メリハリのあるまち	—
18	活力を高める、魅力あるまち	—
19	住民主体や行政と住民の協議	—
20	身近な環境の改革	—
21	住民視線	—
22	子育てをしやすい街づくり	中央区は、交通、産業、人口数、教育機関など政令都市浜松の中心的地域であり、中央区の特色や現状を考慮しつつ、他の区とも連携を取り合っていく必要がある。 急激な少子高齢化 → 人口減少 ・子育て、家事、仕事が女性に負担がかからないように、企業の対応が必要。また、シングルファーザー、シングルマザーへの就業、子育て支援も必要。 ・子供の減少に伴い、教育機関の統合と共に、特色を作る。この学校はスポーツ、この学校は音楽、この学校が語学というように、専門の指導員を派遣する。また、生徒の数が減っても、教員など子供の関わる人の人数は確保する。 ・浜松には世界的な企業の本社が数々あるのに若い世代の人口が特に減っている。日本の真ん中で、東京、大阪にも行きやすく地の利は良い。浜松市と企業が話し合って、若い人材が浜松に住みやすく、仕事もやりがいがあり、子育てもしやすい環境を作ることが必要。
23	教育機関の統合と特色づくり	
24	若い世代が仕事に魅力を感じる街	浜松は、色々な意味で環境が整っている政令都市である。気候、自然に恵まれ、世界的な企業も数多くあり、地の利も良い。が、これら好条件が、連携をすることなくちぐはぐで、無駄が多く、今一つ魅力を発信できていないようにも感じる。本当に幸せな街づくりとは何かを皆で考え、それをコーディネートできる機関、もしくは専門の人を置く必要があると思う。
25	防災と子育て都市と自然の調和中央区	安心して暮らせるまちづくりDX化と産業・農業の両立が出来る地域

令和7年度以降の区政運営方針における将来像について

<東地域>

	中央区（全体）の特性や理想像を表すキーワード等	理由・備考、その他意見
1	海・山・川・湖で育った心と心がつながり ちからとなる豊かな都市へ	効率化を目指して、無機質で人と人が自然に触れ合う機会が失われた大都市は、人は個に埋没し、その社会性、パワーは眠ってしまう。そうならないよう、周囲の自然環境に恵まれた特性も生かし、人の顔が見える街づくりをしてほしいから。
2	60万人の融和と連携～自然と街の調和～	中央区の人口は約60万人で、国内の政令指定都市の行政区では最も多く、浜松市全体人口の約77%を占めている。 また、中心市街地と海・川・湖などの自然が共存している。こうした状況を踏まえると、中央区の目指す姿は融和と連携と考える。
3	「SDGs」を意識し、できることを東地域より発信していこう	・地球温暖化による地球環境の破壊が進んでいる。（水資源の枯渇、洪水の多発、海洋及び森林等の生態系の破壊等） ・地球規模の環境のことを考え、小さいことからでも良いので私達に出来ることは… ・SDGs達成の為に、自分はどんなことができるだろうか ・幼保中高の授業に気候変動の深刻さを知る環境問題の授業は、どの程度含まれているのか ※中央区の特性や理想とはかけ離れた内容になってしまった。些細なことでもよいので、東地域がモデルとなって発信できることはないかという思いから書かせていただいた。
4	①安心安全なまちづくり ②人と人のつながり強化	—
5	区民・文化・産業が守られ発展する自然豊かなまち中央区	旧5区が統合され、大きな区となった。大きくなったからと区民一人も取り残すことなく、それぞれの人格・尊厳を大切にしていくこと。そして川や海など自然の恩恵を大切にし、文化産業の発展・未来へと続くまちを願う。
6	自然と文化を誇り やらまいか精神のもとで築く躍動する中央区	中央区の自然と文化に誇りを持ち、受け身でなく官民一体となってやらまいか精神で中央区に住んで良かったというまちづくりを目指したいと思った。
7	①人にやさしい町 ②交通弱者を守る ③災害被災者を出さない	—
8	【キャッチフレーズ】市民協働、思いやりのまちづくり 【キーワード】安心・安全	官民一体となってあらゆることを進める。どちらかが一方的に進めても続かない。/交通事故や災害対応、市民生活すべてにおいて安全・安心に心がける。
9	①住みたい暮らしやすいクリエイティブシティ浜松 ②高い人間力・豊富な人材・ヒト・モノ・コトあふれる浜松 ③支え合いから生まれた笑顔あふれる地域コミュニティ	①人口減を克服し、万人が願う創造都市の構築を目指し、ヒト・モノ・コトすべてが他都市に誇れる浜松でありたい。 ②これまでに培ってきた浜松人の人間力、人財を将来の街づくりの資源とする。 ③古き良き時代の浜松を再生し、人間味あふれる未来都市 福祉の心のあふれた浜松の街づくりの指標としたい。
10	①若者も高齢者も共に輝く・中央区②多彩にあふれる文化の発信地・中央区	①活気あふれ助け合いの優しいところが育まれている「だれもが安心して快適に暮らせるまち」では、子供から高齢者まで皆がそれぞれキラキラ輝いている状況で、将来の理想と考えるから。 ②まち中で開催される展覧会やコンサートなど、市民レベルのイベントも多く、色々な文化活動が繰り広げられ、にぎわいのある中央区はあふれる文化の発信地と思うことから。
11	「啓く（区）・つなぐ（区）」—浜松の未来	ひらくを「開く」ではなく「啓く」を意識したのは、人に正しい知識を広くすみずみまで伝え、皆で共有し、よりよい考え方を導く意味の「啓く」を。そしてより広がった関係性が連なり、一つに長くつながっていくという、区の再編が浜松のこれからの明るい未来を創造していく願いを込めている。
12	①豊かな自然の恵みと思いやりあふれる中央区へ ②浜松市の東と西の玄関！人づくり・観光・産業・工業・文化を守り育てて次の世代へつなげよう！	①自然に感謝し守っていこうとの気持ちと、安心安全な社会は、すべては思いやりからだと思う。区民が同じ気持ちを持てば交通安全にも繋がるのでは。 ② —
13	安全で安心して暮らせる街	・交通安全No.1の街 ・子供を安心して育てられる街 ・教育費、医療費の心配不要。 ・高齢者も余生を安心して過ごせる。
14	安全・安心・住みよい浜松市	人として安全で安心して住めることを目的に、誰からも住み良いと思われる浜松市でありたいから。
15	新たな夢と希望に向かう！子育てに夢を、安全安心に夢と希望を	これからの浜松市(中央区)を担う若い力に、子育ての夢を与え、区民には安全安心な夢と希望を与える。
16	結束	現在はバラバラで、一体感が全くないため。
17	①安心して子育てができる施策の充実 ②交通安全意識の高い地域性をつくりあげる	①次世代を担う子供たちを、地域をあげて守り育ててゆく。実効性にこだわる。 ②人口10万人当たりの人身交通事故数 14年連続ワースト1を脱却できない現状を重く受け止め、その原因の解明を進め、交通安全意識を共有できる地域を目指す。

令和7年度以降の区政運営方針における将来像について

<西地域>

	中央区（全体）の特性や理想像を表すキーワード等	理由・備考、その他意見
1	多彩な文化で輝くまち	旧区はそれぞれに特色が違い、これは文化だと思う。それをひとつの言葉では表現しにくいので、多彩な文化のあるまちが中央区と考えた。
2	転勤や移住による転入家族にも子育てしやすい住みやすい区	旧中区の中央地区には多くの転入親子が行き場や居場所を求めていることを、子育て支援の現場で感じてきた。県外からの転入で、土地勘もない中でも、インターネットの情報などから郊外大型商業施設や公園、海、湖、山など自然もあり、親子での活動場所が豊かで良い環境だと感じている。保育施設の充実や交通面での利便性など課題はあるが、理想として提案した。
3	個性的（文化、自然、産業等）、多様（多彩）な地域性、自然があふれる街、国際都市・多文化	中央区は文化、歴史、自然、風土（住民の生活環境、意識）が異なる旧5区（中区、東区、西区、南区、北区（三方原地区））が統合されている。多様（個性的）であった地区を一つのキャッチフレーズで表現するキーワードとして。 また、浜松市は、多様な国籍を持った市民がおり、小さな国際都市の一面もある。
4	多種多様な産業、文化、自然を生かした、全世代が暮らしやすいまちづくりを目指す	中央区は、東は天竜川から西は浜名湖、南は遠州灘から北は三方原台地まで、中央地区は県西部の中で最大の市街地と郊外には多くの自然が残り、地域特性が多様な地域である。産業も商業、工業、農業、漁業その他と多種で、各産業においても地域特性が多様、伝統、文化も同様である。中央区の多種多様な産業、文化、自然を生かし、全住民が住んで良かったと思える暮らしやすいまち、都市部からも浜松に住みたいと思われる、そんなまちづくりが理想である。
5	提携・協業・連携で未来を作り、個々の特性を活かす	思いが違った、旧区が集ったこと。
6	魅力多彩、安全・安心がもてる	中央区でも産業、自然、条件が多彩で、浜名区、天竜区との兼ね合いも含めて、魅力多彩はいいキーワードだと思う。
7	夢を持ちつづけることができる中央区、皆で築く夢のある中央区	10年後については、夢を語るくらい、はっきりしない形が見えないもの。こんな2034年であつたらうれしいなあという気持ちで提案した。
8	ひとつの浜松、魅力的なところになってほしい	① 市民の提案、協働、利便性の向上、安心安全の充実など、浜松が誰にでも暮らしやすい思いやりがあるまち。 ② 海の幸、山の幸、工場（ものづくりが優れているところ）、楽器の街でもある。 ③ 歴史に残る（徳川家康）。 ④ 病院が多い → 安心できる → 信頼できる（施設も多い）。
9	安心 安全 自然と産業	街の発展もあり、浜名湖、天竜川、遠州灘の自然もあり、産業との共存。10年後も住みたいと思えること。
10	『未来永劫に子孫繁栄、災害に強い、全ての老若男女が安全安心に暮らせるまちづくり』	① 舩（もやい）、結（ゆい）の歴史ある、地域の助け合い文化の復活 ② 出生率を上げ、子孫繁栄社会の構築 ③ 国土強靱化地域計画を推進し、事前の防災対策をして災害に強いまちづくり ④ 交通事故ワーストから脱却する、交通安全対策を早急に検討する ⑤ 全ての浜松市が笑顔溢れるまちづくり ⑥ 住みたい街、移住者に日本一に選ばれる中央区 ⑦ 犯罪対策をして、安全安心なまちづくり ⑧ 子育て支援に万全を期す ⑨ ノーマライゼーション・男女共同 ⑩ 生物多様性：自然条件を最大限に活かした、食料自給率向上するまちづくり（海／湖／河川／山／野原） ⑪ IT技術社会の中心は、常に浜松市民であること
11	自然を大切に守る、産業を育む、生活と文化を豊かにする	人々との生活とふれあいから生み出されるものであってほしい。
12	未来に輝く都“浜松”自然・産業・歴史を共有し、共棲できる街	全国で2番目の面積を有し、大海（太平洋）、南アルプスをいただく自然豊かな環境の中で、浜松市が所有する自然と地場産業及び歴史が調和した社会を創設し、“住みやすい街”を住民が実感し、相互理解し合える。全国の国民に浜松市を“魅力的な街”、“住んでみたい街”と思われる街にする。 ①産業誘致により、Uターン就職者や移住・定住者の増加、促進による地域産業の発信による人材の確保を目指す。 ②住民の流出防止と少子化対策 子育て支援施策が全国にはない魅力的で充実する街にすることで、流出住民は少なく、移住住民が増加させる施策ができ、活力ある街を創る行政がある。 ③地域の文化、歴史的背景、特色を生かした観光施策による、浜松の魅力を全面に押し出し、移住住民、観光客の訪浜松向けマーケティング戦略を充実させる住民と行政がある。

令和7年度以降の区政運営方針における将来像について

＜南地域＞

	中央区（全体）の特性や理想像を表すキーワード等	理由・備考、その他意見
1	豊かな、地域社会の創造をめざして。	—
2	心でつながる思いやりのまちづくり	—
3	多様性を生かしたまちづくり（多様な他者との共生）	文化の多様性が地域の活性化と発展につながるから。
4	支え愛、みんな住みやすく、活気あふれるまちづくり	—
5	公園でパークPFI制度で再生、リノベーションでパートナーシップ	—
6	人が人として大切にされる中央区	人間一人ひとりの尊さをお互いに大切に感じれば、おのずと生活の優先順位がはっきりしてくると思います。優先順位の高いことがらを取り上げていけたらと思います。
7	「やрмаいか中央区 ～人・地域の個性が輝き、響き合う～」	誰もが活躍 地域（旧区）の特長を生かし、課題を克服 人・地域がつながりあって発展
8	赤ちゃんからお年寄りまで、安心・安全な国際未来創り」	育児・学習・介護等全てに渡って、ていねいな取り組みを望みます。
9	産業・文化・自然が融合したまちづくり	—
10	文化・産業・自然・暮らしが融和する中央区	〈南地域部分〉魅力あふれる南地域 豊かな自然、公園・スポーツ 暮らしを守る防潮堤・水門
11	活かそう浜松 “人” “環境” “土地” いろいろ	人材の発掘、資源の有効活用、耕作放棄地の有効利用、幼稚園・学校（廃校等）
12	子供の笑顔があふれる地域作り	子供のいる地域には活気が生まれます。それは高齢者にも伝わるものだと思います。ただ、現在の子育て世代は、地域とのつながりはただ面倒な物にとらえているようです。世代間のつながりを持てる社会になっていくといいと思います。
13	・だれもが安心して暮らせる 中央区	地震、豪雨災害が懸念されるため、防災と防犯に力を入れたいため、子どもも高齢者も安心して暮らせるように。
14	・若者が集う 中央区	若者 特に女性の関東圏への流出を防ぐ、それが出生率増加にもつながるため。
15	・文化を育む 中央区	音楽の街浜松を全面に打ち出したり、子どもたちの心を育てたりするため。
16	・住みやすく 活気あふれる 文化都市 中央区	—
17	・幸福感増大と文化向上の中心地 中央区	—
18	・文化と産業の発展を目指す 中央区	—
19	・だれもが住んでみたいと思う街づくり	—
20	スマート・スマイル・住みよい街	団魂の世代が後期高齢者となり今後高齢者が多い状況となってくる。運転免許証返納に伴い公共の交通機関を使用する事となるが、JR東海道線を利用した場合ほとんど時刻を気にせず使用できる。また遠鉄の西鹿島線も同様である、しかしこの南行政センターに行き来するのはちょっと待ってとなってしまうバスの便が悪い。公共の乗り物を使うことで、話はしないが、色んな年齢の方々と交流できるのも楽しみである。高齢な私たちを見かけると席を譲ってくれる若者、嬉しくなる。高齢化しても趣味を持って活動することで老いない同じ趣味を持つ方々とので交流し楽しむことができる、今後地域で趣味の会を作った際には、市から交付金が出る様である、活用したいものです。 地域の問題としては、市立幼稚園の園児の減少、家庭でご夫婦が働く事により長時間の保育希望する方が増えている、どうしても私立保育園を望んでしまう。存続も危うい。夏の交通安全運動開催の初日には、自治会の会員さん達とのぼり旗を持って通学路に立ち子供達とも触れ合いたいと考えている。
21	多文化共生	—
22	デジタル技術の活用	—
23	外国人（ブラジル人）の高齢化がすすんでいるので、福祉や行政サービスの情報発信が必要	—
24	中心市街地の活性化	—
25	防災力の向上・住民の防災への意識づけ	—
26	子供から高齢者まで、あらゆる人々が住みやすい街（共生社会）	—
27	少子化対策	—

浜松市民の皆さんの新しいアイデアを募集します！！

地域力 向上事業



浜松市
HAMAMATSU CITY

～市民提案による住みよい地域づくり助成事業～

[補助上限額]

200万円

■ 補助率

補助対象経費の1/2以内

■ 対象者

浜松市内で活動する団体

■ 問合せ

各区役所 区振興課または行政センター

※ 詳細は裏面をご覧ください。

市民の皆さんが主体になり
地域づくりに取り組む事業が対象じゃ

地域
活性化

文化
スポーツ

魅力
発信

健康
福祉

生活
環境

などなど



出世大名 ©浜松市
家康くん

【募集期間】

令和6年12月24日（火）～令和7年1月31日（金）午後5時【必着】

令和7年度 2025

Q

補助対象となる団体は？

3人以上で構成され、市内に住所を有するまたは市内で活動する法人その他グループで、申請の時点で市税の未納がない団体が補助対象です。

（ただし、政治・宗教を目的とする団体や暴力団等と密接な関係を有する団体等は対象外）

Q

補助対象になるのはどんな事業？

次のいずれかに該当する公益性のある事業

- ① 地域コミュニティづくり
- ② 安全安心な地域づくり
- ③ 生活改善及び生活環境の向上
- ④ 文化・スポーツ・生涯学習の振興
- ⑤ 健康・福祉の向上
- ⑥ 地域の特性を活かしたまちづくり

（ただし、政治、宗教、選挙活動又は営利を目的とする事業や公序良俗に反するおそれがあると認められる事業等は対象外）

Q

事業の実施期間や採択の回数？

4月1日～翌年3月31日までの年度内に完了するよう事業計画を立ててください。

同一事業につき最大3回（通算3年度分）継続して補助を受けることができます。補助率は1年目50%以内、2年目40%以内、3年目25%以内と段階的に下がります。なお、3年連続でなくても構いません。

Q

行政区再編による影響は？

- ・補助上限額や対象経費など、助成条件はこれまでと変わりません。
- ・提案書類の提出先は、事業を実施する地域の区振興課または行政センターです。
- ・区再編後は、これまでどおり旧7区のエリア内での事業実施に加えて、区内を対象とした事業提案も可能となります。（例：中央区であれば、旧西区と旧南区にまたがる事業が可能。）
- ・その場合、提案書類の提出先は、事業を実施する地域内の、どの区振興課や行政センターでも構いません。判断に迷う場合には、区役所等へご相談ください。

Q

問い合わせ先は？

各区役所ホームページから提案書のダウンロードができます。募集状況や提案書の提出期限など、詳しくは各区区振興課または行政センター（天竜区は各地区支所）へお問い合わせください。

問い合わせ先					
中央区	区振興課	TEL：457-2210	天竜区	区振興課	TEL：922-0013
	東行政センター	TEL：424-0115		春野支所	TEL：983-0001
	西行政センター	TEL：597-1112		佐久間支所	TEL：966-0001
	南行政センター	TEL：425-1120		水窪支所	TEL：982-0001
浜名区	区振興課	TEL：585-1141		龍山支所	TEL：966-2111
	北行政センター	TEL：523-1168			

令和 6 年 7 月 17 日
区協議会会長会議資料
(一部改)

令和 6 年度 区協議会委員研修について

浜松市市民協働・地域政策課

会議のファシリテーションや発言のコツ、活発な議論を行う手法を学び、区協議会の円滑な進行と活発かつ建設的な議論の一層の充実を図るため、研修会を実施する。

対 象：区協議会委員

開催方法：会議毎の分散方式（地域分科会×6回、天竜区協議会×1回）

内 容：ファシリテーションの講師が各地域分科会及び天竜区協議会の実際の会議を傍聴し、会議終了後に講師から会議運営のポイントを助言いただく。

講 師：鈴木まり子氏（日本ファシリテーション協会フェロー）
※令和 5 年度区協議会委員研修講師

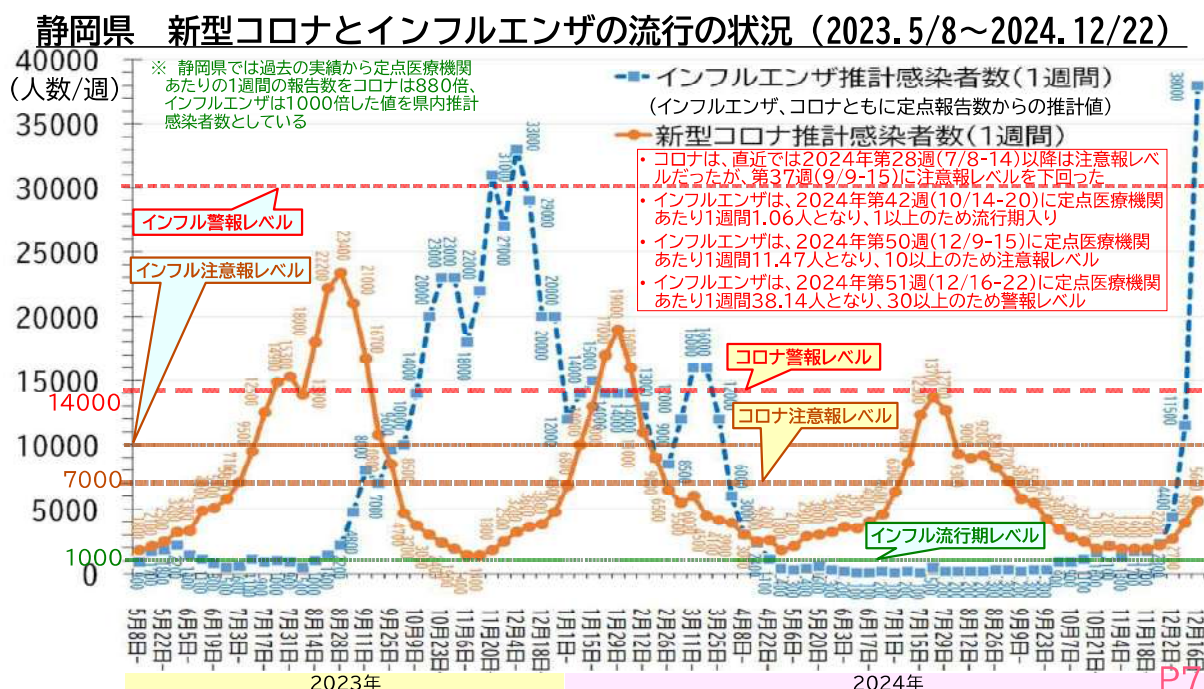
開催日程：令和 7 年 2 月 5 日（水）第 10 回西地域分科会終了後

研修時間：会議終了後、1 時間程度

【令和6年度第9回中央区協議会西地域分科会】 事前質問に対する回答

1	質問委員氏名		片山 幸一
	議事	(1)【答申事項第 3号】浜松市和地幼稚園の閉園について	
	質問	今後、浜松市は和地幼稚園の園舎、土地の活用についてどのように進めていくのか教えてください。 ※舞阪幼稚園は令和5年度から休園となつていますが、閉園になった場合の参考にさせていただきます。	
	回答	市立幼稚園が閉園し、幼稚園としての用途を廃止する場合、通常は、まず、市役所内（区役所などを含む）で園舎や敷地を利用する用途がないかを確認します。確認の結果、用途がある場合には、関係課と調整を進めることとなり、用途がない場合には、建物を取り壊し、更地にしたうえで売却するか、その後の行政利用などを見据え、維持・管理をしていくことになります。 なお、和地幼稚園については、PTA及び自治会連合会から提出があった『浜松市立和地幼稚園の閉園に関する要望書』において、「閉園後の園舎・敷地の利活用については、地域の要望に耳を傾け、地域にとってより良い利活用ができるようご配慮ください」との要望がありましたので、適宜、自治会連合会に情報提供を行い、ご意見をお伺いし、進めてまいります。 また、自治会などが活用を希望する場合には、浜松市財産の交換、譲渡、貸付け等に関する条例などに基づき、検討させていただきます。	
2	質問委員氏名		河瀬 俊夫
	議事	(2)【協議事項第24号】浜松市こども計画(案)のパブリック・コメントの実施について	
	資料	p.3 ～ p.12	
	質問	色々な場面で、【こども・若者】と記載がありますが、「こども」と「若者」の定義を教えてください。	
3	回答	・「こども」は、「こども基本法」の定義に基づき、心身の発達の過程にあるものとし、18歳や20歳といった特定の年齢で支援が途切れないよう、本計画では、一定の年齢上限を定めていません。 ・「若者」について、法令上の定義はありませんが、こども大綱（令和5年12月22日閣議決定）では、思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）・青年期（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする）の者とされています。 ・計画の本編P2に掲載しております。	
		質問委員氏名	
		河瀬 俊夫	
		議事	
3	回答	(2)【協議事項第24号】浜松市こども計画(案)のパブリック・コメントの実施について	
		資料	
		p.9(最下部) 第2章 計画策定の背景 少子化を巡る状況	
		質問	
3	回答	状況は理解しますが、少子化に対し、行政としてどのような対応を考えていますか？ページ〈11〉内では何処にも触れられていないと思われます。	
		・ ページ〈11〉の基本施策「Ⅱライフステージ別の施策」 施策の柱「3 若者の自立と社会参画に向けた支援（青年期）」 施策「施策3-②結婚・妊娠・出産等を希望する若者への支援」 において、少子化対策に関する施策を実施するものです。 ・ 計画の本編P69では、主な施策として以下の事業を掲載しております。 結婚支援・婚活イベント 結婚新生活支援事業補助金 未来の自分を考える機会の提供	
		質問委員氏名	
		河瀬 俊夫	
		議事	
		(2)【協議事項第24号】浜松市こども計画(案)のパブリック・コメントの実施について	
		資料	
		p.9(最下部) 第2章 計画策定の背景 少子化を巡る状況	
		質問	
		状況は理解しますが、少子化に対し、行政としてどのような対応を考えていますか？ページ〈11〉内では何処にも触れられていないと思われます。	
		・ ページ〈11〉の基本施策「Ⅱライフステージ別の施策」 施策の柱「3 若者の自立と社会参画に向けた支援（青年期）」 施策「施策3-②結婚・妊娠・出産等を希望する若者への支援」 において、少子化対策に関する施策を実施するものです。 ・ 計画の本編P69では、主な施策として以下の事業を掲載しております。 結婚支援・婚活イベント 結婚新生活支援事業補助金 未来の自分を考える機会の提供	

4	質問委員氏名		河瀬 俊夫
	※議事内容以外の質問のため、「5 お知らせ (3)」で取り扱います。		
	質問	区再編され一年がたちましたが、計画対実績(一年後)はどの様になりましたか？ (削減効果は5年程度かけてと聞いています。) ① 人件費年間削減効果 ② 協働センター強化に伴う人員増。 (区再編によって生み出される「削減効果」の一部を充てると提案しているとのこと) ③ 5年後だけではなく年度毎の実態調査を検証する計画はありますか？	
	回答	① 人件費年間削減効果について 令和6年度は管理職10人を削減し、効果額は概算で78,620千円となっています。 ② 協働センター強化に伴う人員増について 区再編に合わせ、富塚協働C・入野協働C・和地協働C・細江協働Cに、それぞれコミュニティ担当職員(合計4人)を配置しました。 ③ 年度毎の実態調査を検証する計画の有無について 来年度以降も同様に削減効果の検証をしていきます。	



県内インフルエンザ**警戒**発令

あらためて4つのお願い

1. **医療機関や高齢者施設**の**受診**や**面会**時は、**極力マスク着用**をお願いします！
2. **体調に少しでも違和感**(特にのど、鼻)がある時は、**人と会う時にマスク着用**を！
3. 急に**症状**(咳・熱・のど痛)が出た時は、**学校や仕事を早めに休んで療養**を！
4. 人が集まる所では、**換気**、**手洗い**と**咳エチケット**(咳くしゃみ時は**口鼻をおおう**)を！

急病センターや当番医を受診
しようか迷ったら...
救急車を呼ぼうか迷ったら...

15歳以上は #7119
15歳未満は #8000
で電話相談を!



この冬のコロナ患者さんでは
高齢者の入院患者さんが
昨年同期の約3倍に増加中!

- ・65歳以上の方
- ・60～64歳で持病があり、主治医が勧める方

コロナワクチン 検討を!!



令和元年8月

各戸配布

砂町自主防災テキスト（砂自防-01）

● 砂町地区の防災体制について

- 緊急避難場所と避難所の違いは？
- 砂町地区の緊急避難場所について
（施設名、場所、収容人員等）
- 砂町自主防災施設並びに資機材の整備状況

砂町地区の津波避難スローガン

家族で確認、避難ルートと避難場所

◎防災訓練（9月1日）に参加される方は、この資料をご持参ください。

（令和元年8月）

舞阪町砂町自主防災隊

令和2年8月

各戸配布

砂町自主防災テキストNo.2

● 砂町地区の緊急連絡網について

● 災害情報と安否確認について

- 砂町地区緊急連絡網 1～2
- 災害に備える「情報を得る」 3～10
 - ① 浜松市防災ホットメール ② 情報伝達体制
 - ③ 災害用伝言ダイヤル「171」 ④ 災害用伝言板
 - 「以上 命を守るマニュアル/西区版避難行動計画（保存版）及び（詳細版）より」
 - ⑤ 公衆電話「NTT タウンページ浜松市版 2018 年 防災×医療より」
- 防災資料
 - ◆ 警戒レベル「広報はままつ 2019 年（令和元年）6月号より」 11
 - ◆ 防災気象情報（雨と風）「気象庁ホームページより」 12～13

（令和2年8月）

舞阪町砂町自主防災隊

砂町地区津波避難スローガン「家族で確認、避難ルートと避難場所」

令和3年8月

各戸配布

砂町自主防災テキストNo.3

● 砂町自主防災組織台帳

● 災害に備えて事前にできること

- 砂町自主防災組織台帳 ----- 1～3
- 防災家族会議を開いてみよう ----- 4
- 災害に備えて事前にできること
 - 浜松市の各種補助制度のご案内 ----- 5
 - ① 無料耐震診断、耐震補強工事に係わる支援事業 ----- 6～7
 - ② 耐震シェルター整備事業 ----- 8
 - ③ ブロック塀等撤去改善事業 ----- 9～10
 - ④ 家具転倒防止事業 ----- 11～14
 - 非常持出品・備蓄品を準備しよう ----- 15

（令和3年8月）

舞阪町砂町自主防災隊

砂町地区津波避難スローガン「家族で確認、避難ルートと避難場所」

令和4年8月

各戸配布

砂町自主防災テキストNo.4

● 南海トラフ地震臨時情報とは

● 我が家の防災チェック

● 地域で共助の力を高めよう

- 南海トラフ地震に関連する情報について
 - ◆ 「南海トラフ地震」、「南海トラフ地震臨時情報」とは ----- 1～4
 - ◆ 「突然地震が起きたら」、「緊急地震速報」とは ----- 5～6
- 我が家の防災チェック
 - ◆ 避難経路の決め方の手順、防災メモづくり ----- 7～8
 - ◆ 防災マップを作ってみよう ----- 9～10
- 地域で共助の力を高めよう
 - ◆ 災害時避難行動要支援者を知っていますか？ ----- 11
 - ◆ 安心できる地域を築く5つのステップ ----- 12
- 資料編
 - ① こんなにある！家の中の危険 ----- 13～14
 - ② ご存じですか？無料の耐震診断 ----- 15
 - ③ 水の備えは万全ですか？（広報「はままつ」） ----- 16
 - ④ 震度別の状況のイメージ（気象庁ホームページより） ----- 17

（令和4年8月）

舞阪町砂町自主防災隊

砂町地区津波避難スローガン「家族で確認、避難ルートと避難場所」

令和5年8月



令和6年8月

全戸配布

砂町自主防災テキストNo.5

● 命を守るために知っておきたい 避難・防災・災害情報

1. 砂町地区周辺の避難場所・避難所を知る ----- 1
2. 避難のために知っておく情報(地震・津波、土砂災害、風水害) ----- 2~3
3. 情報を得る
 - ① 「浜松市防災ホットメール」登録手順 ----- 4~5
 - ② 「浜松市公式LINE」の友達登録方法・受信設定方法 ----- 6~7
 - ③ 防災アプリ「静岡県防災」インストール方法 ----- 8
 - ④ 防災アプリで避難トレーニング!! ----- 9
4. 災害時に家族・知人の安否を確認する
 - ① 災害用伝言ダイヤル「171」、災害用伝言板(WEB171)の運用 --10
5. その他の情報
 - ① 【警戒レベル4】避難指示で必ず避難 ----- 11~12
 - ② QRコード(*1)から防災情報を入手する ----- 13~16
(※1)印刷の関係でQRコードが読み取れないものや静岡県公式ホームページがリニューアルされ「ページ又はファイルが見つかりません」と表示されるものがありますので予めご了承ください。
 - ③ 舞阪地区 同報無線屋外子局一覧 ----- 17

(令和6年8月)

舞阪町砂町自主防災隊

砂町地区津波避難スローガン「家族で確認、避難ルートと避難場所」